

同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書

事業年度	・	・	法人名
------	---	---	-----

別表三(一) 平十三・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 「12」欄には、「11」欄がマイナスであるときは、「7」欄の金額にそのマイナスの金額を加算した金額を記載します。「29」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、その金額に千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額を記載しますが、その端数が「29」欄で切り捨てた千円未満の端数より多いときは、これを切り上げた金額を記載します。

当期留保金額の計算	留保所得金額 (別表四「39の②」)	1	円	所得金額総計 (別表四「30の①」)	13	円	
	法人税額 (別表一(一)「4」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「44」)	2		受取配当等の益金不算入額 (別表八「11」又は「22」)	14		
	住民税額の計算	住民税額の計算の基礎となる法人税額 (別表一(一)「2」+「5」+「7」+「10の外書」-「11」-「43」-別表六(一)「23」の計-別表六(四)「14」-別表六(五)「20」-別表六(六)「28」-別表六(十一)「27」-別表六(十四)「28」-別表六(十七)「20」-別表六(十八)「29」-別表六(二十一)「15」-別表六(二十二)「28」)	3		法人税額の還付金等(過誤納及び中間納付額に係る還付金を除く。)(別表四「16」)	15	
		住民税額 (3)×20.7%	4		技術等海外取引の所得の特別控除額 (別表十(一)「9」)	16	
	当期留保金額 (1)-(2)-(4)	5		新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除額 (別表十(二)「41」)	17		
	積立金	期末資本の金額又は出資金額	6		特別自由貿易地域における認定法人の所得の特別控除額 (別表十(一)「16」)	18	
		同上の25%相当額	7		新規取得土地等に係る累積損金不算入負債利子額の損金算入額 (別表十五の二「9」又は「10」)	19	
		期首利益積立金額 (別表五(一)「31の①」)	8		取用等の場合等の所得の特別控除額(別表十(五)「18」、「33」、「38」及び「43」)	20	
	期中増減	適格合併等により増加した利益積立金額	9		肉用牛の売却に係る所得の特別控除額 (別表十(六)「22」)	21	
		減資等により減少した利益積立金額	10		特定子会社の子会社株式等の譲渡利益相当額の損金算入額	22	
	計算	期末利益積立金額 (8)+(9)-(10)	11		課税済留保金額の損金算入額 (別表十六の三(一)「32」)	23	
		積立金基準額 (7)-(11)	12		課税対象留保金額の益金算入額 (別表十六の三(一)「40」)	24	
				所得等の金額 (13)+(14)+(15)+(16)+(17)+(18)+(19)+(20)+(21)+(22)+(23)-(24)	25		
				所得基準額 (25)×35%	26		
				定額基準額 1,500万円× $\frac{1}{12}$	27		
				留保控除額 (12)、(26)と(27)のうち多い金額)	28		
				課税留保金額 (5)-(28)	29	0 0 0	

留保金額に対する税額の計算

課税留保金額		税額	
年3,000万円相当額以下の金額 (29)又は(3,000万円× $\frac{1}{12}$)のいずれか少ない金額)	30	円 0 0 0	(30)の10%相当額
年3,000万円相当額を超え年1億円相当額以下の金額((29)-(30))又は(1億円× $\frac{1}{12}$ -(30))のいずれか少ない金額)	31	0 0 0	(31)の15%相当額
年1億円相当額を超える金額 (29)-(30)-(31)	32	0 0 0	(32)の20%相当額
計 (29) (30)+(31)+(32)	33	0 0 0	計 (34)+(35)+(36)